

さ情審査答申第203号
令和3年9月28日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和3年3月15日付けで貴職から受けた、「昭和53年に締結した国鉄との交換道路確認調書（浦和から北浦和地区）による図面と公図の常盤二丁目174-6番が一致していません。つきましては、常盤二丁目174-6番の分筆・所有権移転に必要な、新たな交換道路確認調書の内容を求めます。」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和2年10月9日付け建南土第1323号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

(1) 不存在はありえない。関係箇所（埼玉県、JR東日本等）に協議内容及び調査等の内容を調査し、どのような経緯で国有財産（土地）が所有権移転まで行われたかの文書を開示すること。

浦和区常盤二丁目174-6番の土地は、すでに分筆・所有権移転が行われている。これがどのような経緯で行われたかを明らかにしてもらいたい。

については、所管換確認調書はどのような根拠となる文書で作成されたのか示してもらいたい。

その根拠となる文書に従い、作成された全ての文書、資料及び登記書類等をそろえて、時期、協議先及び通知先の手続きの流れを示してもらいたい。

さらに、国有財産の所管である埼玉県及び当事者のＪＲ東日本に調査を行い、なければならぬ文書の有無及び内容を明らかにすること。

この土地は、国有財産であり行政財産であるので、財産にみあった適切な管理をしていることを示していただきたい。

ほかに、行政財産の処分には、隣接地主の行政財産の譲渡に関する同意書が必要となる。同意書無しに処分はできないので、同意書の存在も埼玉県及びＪＲ東日本に調査を行い、正式な手続きで行われたことの証明を求める。

- (2) 旧浦和市と旧国鉄との間で締結された昭和５３年の交換道路確認調書（以下「確認調書」という。）の図面と公図の形が一致していないため、昭和５３年の確認調書では、国有地を公図のとおりに登録することができない。そのため、どのような調書、図面に基づき国有地の登記及び所有権移転が行われたかを明らかにするために審査請求をした。

しかし、弁明書及び開示済の資料には、国有地を公図のとおりに登録するのに必要な関係資料がいつさいない。このままでは、正しい手続きと書類によって登記されたとは言えず、昭和５３年の調書の土地面積（現１７４－６番）２１．８１㎡に合わせて、旧浦和市と旧国鉄が自分たちに都合よく調書の図面を書き換えたと思えない。

昭和５３年の調書を書き換えたため、登記に関する調書が不存在なのか、公文書を書き換えていないなら、調書の存在の有無を調査し登記に関する資料一式を開示するか、それでも、不存在なら、その理由を明らかにすること。

また、平成１０年の清算事業団の登記に関して、正しく登記されたか確認する作業が必要だが、どのような書類と手順で正しいと判断したのか説明を求める。そもそも、「不存在」を、その理由を明らかにせず、「不知」の一言で済ます案件ではない。

登記済証がないのなら、登記の原因となった書類を開示してほしい。建設省からの通達に添った手続きを行っているのなら、登記済証の写しがあるはずだ。

第３ 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説

明している。

1 本件処分の内容と理由

行政情報開示請求書で指定された行政情報を所有していないため、条例第11条第2項の規定により、不開示決定処分をしたものである。

2 審査請求人の主張について

(1) 「不存在はありえない」との主張について

審査請求人は、当該行政情報について、不存在はありえないと主張している。

しかし、当該事業については、旧国鉄側主体の京浜東北線の拡幅を目的とした事業であり、国有財産の道路の機能管理者である旧浦和市は、旧国鉄と国において行われた土地交換に関する事務手続きとして、旧国鉄から依頼を受け、境界の立会い、調書の確認を行い、道路用地の交換契約を承諾したものである。登記については、国が実施したものであり、市は登記申請以降の内容について資料は無く、調査や作成する必要もないものと考えている。

そのため処分庁で保有している行政情報は、その成果物である「東北本線道水路 交換契約書（浦和～北浦和地区）」のみであり、その内容は既に情報公開開示請求を受け、開示済みである。市側は契約の相手方という立場であり、その他の行政情報については所有していないため、不開示としたものである。

なお、本事案に係る道路用地の登記に至るまでの経緯については、以下のとおりである。

- ① 昭和10年3月15日 内務省が用地買収(174-3, 174-4)
 - ② 昭和53年6月20日 旧国鉄(現JR)が東北本線拡張により旧浦和市(機能管理者)と土地交換 (174-3の一部, 174-4, 174-6) 国有地財産管理者の埼玉県へ報告
 - ③ 昭和61年1月 旧浦和市が道路台帳作成
 - ④ 平成10年6月1日 日本国有鉄道清算事業団が地積測量図登記
 - ⑤ 平成10年8月19日 174-3から174-6を分筆登記
- (2) 上記以外の、行政情報開示請求書の内容に当てはまらない主張については、弁明を行わない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

昭和53年6月20日、東北本線線増工事に伴う付替え道水路の財産整理に関して、浦和市長が道路管理者である道路について確認調書が日本国有

鉄道東京第三工事局長と浦和市長間で確認された。そのうちの交換渡財産である土地の一部について、平成10年8月19日に浦和市長常盤二丁目174番3から分筆され、同174番6（以下「分筆土地」という。）が登記された。確認調書の添付図面である平面図、求積図等にある「174-3内」と表記される土地（以下「174-3内表記土地」という。）の地積と分筆土地の地積はいずれも21.81㎡である。

審査請求人は174-3内表記土地の形状と分筆土地の形状は異なり、分筆土地に係る分筆・所有権移転に必要な新たな確認調書の内容を求めるとして審査請求に至ったものである。

2 本件処分の当否について

本件処分の当否の審査に入る前に、「日本国有鉄道工事の施行に係る道路法が適用される道路及び河川法が適用され又は準用される河川の付替に伴う国有財産の整理について」（建設省会発第475号、昭和43年6月10日付け会計課長通知。以下「建設省通知」という。）による付替道路取扱いについて整理する。

確認調書に対する旧浦和市の確認は昭和53年6月20日である。しかしながら、昭和42年の東北本線の増設に伴い、道路の付替はすでに実施されていたため、取扱いとしては建設省通知にある昭和25年4月1日以後昭和42年12月31日までに付替が行われた道路として事務処理されている。

この事務処理について以下に概略する。事前事務打合せ、交換財産の確認の立合い等、交換確認のそれぞれについて旧国鉄の工事局長、各道路管理者、都道府県知事による事務が進められ、登記については、旧国鉄の工事局長は道路管理者（浦和市長）より確認調書が適切である旨の通知を受けた後に登記手続をなし、当該手続が完了したときは、その旨を都道府県知事、道路管理者（浦和市長）に報告する。旧国鉄は交換により受けた財産の登記を旧国鉄名義への保存登記等の嘱託を行う、としている。

以上から判明するのは、旧浦和市においては確認調書に係る事務については事前事務打合せから交換確認まで道路管理者として関わり、登記においては登記事務完了の旨の報告を受けるものである。旧浦和市は、確認調書が適正である旨の通知を行うまで一連の事務に関わり、本審査会には実施機関から関係資料が提出された。前述の通り登記については、旧国鉄から浦和市長は登記手続完了の旨の報告を受けるが、審査請求人の「174-3内表記土地」と分筆土地の形状の相違による新たな確認調書の存否について実施機関は不知であり、その取得の事実もないとする。この点について、審査会において関係資料の検分に当たったが、審査請求人の主張する分筆・所有権移転に必要な新たな確認調書の存在は確認できなかった。また、かかる行政情報

を取得・保有していないという実施機関の主張に不自然な点はなく、本件処分は妥当である。

なお、審査請求人は、旧浦和市の道路台帳作成に係る現地立合いの事実など種々の主張をするが、今回の審査には影響は及ぼさず、また当審査会の判断の権限外であるため言及しない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和3年	3月	15日	諮問の受理（諮問第554号）
②	同 年	4月	15日	審議
③	同 年	5月	20日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年	6月	17日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	同 年	8月	5日	審議
⑥	同 年	9月	16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)